（証券コード：4739）
平成18年６月７日

株　主　各　位

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
伊藤忠テクノサイエンス株式会社
代表取締役社長　奥　田　陽　一

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。
　さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**
【郵送による議決権の行使】
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年６月21日（水曜日）までに到着するようご返送ください。
【インターネットによる議決権の行使】
　所定の議決権行使サイトにパソコン等でアクセスしていただき、平成18年６月21日（水曜日）午後５時30分までに賛否をご入力ください。詳細につきましては、次頁の［インターネットによる議決権行使について］をご参照ください。

敬　具

記

１．日　　時　　平成18年６月22日（木曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
　　霞が関ビルディング　１階 プラザホール
３．会議の目的事項
　報告事項　１．第27期（自平成17年４月１日　至平成18年３月31日）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
　　２．第27期（自平成17年４月１日　至平成18年３月31日）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　決議事項
　　第１号議案　第27期（自平成17年４月１日　至平成18年３月31日）利益処分案承認の件
　　第２号議案　当社と株式会社ＣＲＣソリューションズとの合併契約書承認の件
　　第３号議案　定款一部変更の件
　　第４号議案　取締役16名選任の件
　　第５号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給並びに退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
　　第６号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

以　上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主１名様に限ることとさせていただきます。）
　なお、議決権の不統一行使をされる株主様は、書面をもってその旨及び理由を、株主総会の３日前までに到着するように、ご通知くださいますようお願い申しあげます。
（お知らせ）株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（http://rose.ctc-g.co.jp/rose/controlAction.do?mode=irtop）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。
　本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使について］

１　インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

１）インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知に同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。

２）今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。

３）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

４）インターネットで複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

５）インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

２　インターネットによる議決権行使の具体的方法

１）http://www.it-soukai.comまたはhttps://daiko.mizuho-tb.co.jpにアクセスして下さい。
行使期間中の午前３時～午前５時は上記URLにアクセスすることができません。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

２）議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知に同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。

３）画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3　ご利用環境

1）パソコンをご利用の場合

◎パソコン	Windows®機種、Macintosh機種 （PDA、ゲーム機には対応しておりません。）
◎ブラウザ	Microsoft® Internet Explorer5.5以上、 Netscape Communicator4.7以上
◎インターネット環境	プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
◎画面解像度	1024×768以上をご推奨いたします。

2）携帯電話をご利用の場合

◎携帯電話	128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種であること。 「iモード」、「EZweb」、「Vodafone live！」のいずれかのサービスが利用できること。（一部ご利用いただけない機種がございます。）

＊Microsoft、Windowsは、Microsoft Corporationの米国及び、またはその他の国における登録商標または商標です。

＊Macintoshは、Apple Computer,Inc.の商標です。

＊Netscapeは米国及びその他の国におけるNetscape Communications Corporation社の登録商標です。
Netscape Communicatorもまた、Netscape Communications Corporation社の商標であり、一部の国では登録商標となっている場合があります。

＊「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。

＊「EZweb」は、KDDI株式会社の登録商標です。

＊「Vodafone live！」はVodafone Group Plcの商標です。

＊「QRコード®」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

4　セキュリティーについて

行使された情報が改竄されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5　お問い合わせ先について

1）議決権電子行使に関するパソコン、携帯電話等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行　証券代行部　**インターネットヘルプダイヤル**
電話　0120－768－524（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00　土日休日を除く）

2）上記1）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行　証券代行部
電話　0120－288－324（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

以　上

（添付書類）

営業報告書

（自 平成17年４月１日　至 平成18年３月31日）

1. 営　業　の　概　況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰や長期金利の上昇等があったものの、好調な企業業績に支えられた設備投資の増加や雇用情勢の好転により、景気は回復基調で推移しました。また、情報サービス産業においても景況感の回復に伴い、市場全体で緩やかな回復傾向が続きました。

このような状況のなか、当社グループ（当社、連結子法人等及び持分法適用会社）は当連結会計年度を「成長へのアクセルを踏み込む年」と位置づけ、顧客の価値創造に資する的確なソリューションを提供する「顧客のＩＴライフサイクル全体をサポートする経営パートナーとなる」ことを目指して、エンジニアをはじめとする積極的な人材採用とソフトウェア開発の強化等に注力することにより、業容の拡大を図りました。

営業活動につきましては、通信業界では、サービス競争力の強化に伴う高水準の設備投資を背景として、移動体通信事業者のシステム／ネットワーク基盤や顧客情報管理システム、固定通信事業者のＩＰネットワーク関連の基盤構築等に取り組みました。金融業界では、金融機関の統合・再編後のシステム更新や取引増大に伴うシステム増強需要をとらえ、大手銀行の情報系システムやオンライン証券会社のトレーディングシステム構築等を手がけるとともに、近年注力しているリテール関連ビジネスでは、クレジットカード会社やノンバンク向けコンタクトセンター・ソリューション等のシステム提供を行いました。エンタープライズ向けでは、顧客のＩＴライフサイクルをとらえるべく開発体制の整備・強化を図りつつ、製造業やＩＴ関連ビジネス等の主要企業に対して、システムの統合化やセキュリティ対策、ビジネス獲得に資するシステム構築等で着実に実績を伸ばしました。

製品・技術強化につきましては、昨年10月に「プロダクトマーケティング室」を新設し、市場・技術トレンドを踏まえた販売促進につながる新製品や先端技術の発掘に注力したほか、昨年３月に開設した「テクニカルソリューションセンター（ＴＳＣ）」において、オープン系ベンダー・パートナー各社の最新鋭の技術・製品を組み合わせたシステム検証を積極的に行い、当社独自のソリューションパッケージや技術ノウハウを蓄積しました。

投資活動としては、開発業務のさらなる強化を図るため、資本・業務提携関係にあるソフト開発会社株式会社イーシー・ワンへの追加出資に加えて、新技術の獲得を目的として、光伝送ネットワーク関連製品の開発・製造を手掛ける米国LAMBDA Optical Systems社のほか、金融向けビジネスの拡大を図るため、同業界向けソフト開発会社株式会社インタートレード、イーバンクシステム株式会社に投資を行いました。

リスク管理面では、昨年４月からの個人情報保護法の全面施行を受けて、情報セキュリティ対策にも万全を期し、日本情報処理開発協会（略称：JIPDEC）より「プライバシーマーク」の認証を取得したほか、ＩＣカードや

指紋認証による入退室管理や統合ＩＤによる情報資産管理等、先進のＩＴ技術を活かした社内情報インフラ「eWork@CTC（イーワーク・アット・シーティーシー）」を構築し、一段のセキュリティ強化と利便性の向上を図りました。また、環境保全への取り組みとして、昨年８月に現本社である霞が関オフィスにおいて環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の認証を取得したほか、今年１月には大阪支店、名古屋支店、豊田営業所まで認証を拡大しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、ソフトウェア開発案件の増加等に伴い、受注から売上計上に至るまで長期化する傾向にあったものの、第２四半期以降、情報通信向けや金融向けシステムを中心に、受注高が前年同期比でプラスとなるなど堅調に推移した結果、連結売上高は239,021百万円（前年同期比5.4%増）となりました。利益面では、上記増収効果に加えて、プロジェクトマネジメントの浸透による不採算案件の減少とサポート収益の貢献等により売上総利益率は24.5%と上場以来最高水準となりました。積極的な採用活動に伴い販売管理費は増加しましたが、売上総利益率の向上に加えて、投資事業組合運用益等の営業外収益の寄与もあり、経常利益は20,534百万円（同13.3%増）、当期純利益は11,517百万円（同5.9%増）と、平成13年３月期以来の増収増益となりました。

事業の種類別セグメントの概況につきましては、システム事業は、付加価値重視の営業活動による受注増加と開発不採算案件の減少が寄与した結果、売上高は197,668百万円（前年同期比6.2%増）となり、営業利益は8,090百万円（同47.5%増）となりました。また、サポート事業は、ハードウェアを中心とした保守サービス需要が堅調に推移したほか、原価低減等により、売上高は41,353百万円（同1.6%増）となり、営業利益は19,833百万円（同8.7%増）となりました。

(2) 企業集団が対処すべき課題

中期的な戦略の推進にあたり、対処すべき重点課題は、成長戦略を実行するための人的リソースの育成・強化であります。

中長期にわたり継続的成長を実現させるためには、成長戦略を確実に実行できる人的リソースが不可欠であり、「テクノロジー・リーディング・カンパニー」を支えるエンジニアをはじめとして、営業・管理部門の人的リソースの質の向上、量の拡充を図ります。特に、エンジニアに関しては、プロフェッショナル認定制度の導入、エンジニア育成プランの推進等、スキルアップと適正な処遇・評価によるモチベーション向上のための諸施策を実行します。このため、技術力強化策を立案・実行する専門組織「エンジニア人材育成開発課」を今年４月に新設しました。また、全職種を対象とした人材育成の一環として、経営幹部の育成も推進していきます。

このように、人材育成プログラムを一層充実させるとともに、適正人員の採用、開発パートナーとの連携による外部リソースの有効活用も推進し、人的リソースの強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資金額は1,323百万円であり、主なものはデータセンター機能を横浜コンピュータセンターから渋谷データセンターへ移転したことに伴うものであります。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第 24 期 (平成14年度)	第 25 期 (平成15年度)	第 26 期 (平成16年度)	第 27 期 (平成17年度) (当　　期)
売　　上　　高	288,449百万円	266,170百万円	226,795百万円	239,021百万円
経　常　利　益	16,401百万円	17,386百万円	18,129百万円	20,534百万円
当　期　純　利　益	7,783百万円	9,822百万円	10,872百万円	11,517百万円
1株当たり当期純利益	124.95円	160.26円	182.88円	197.87円
1株当たり純資産	1,658.37円	1,733.47円	1,819.34円	2,007.88円
総　　資　　産	178,024百万円	168,826百万円	160,845百万円	178,079百万円
発行済株式総数	61,500,000株	61,500,000株	61,500,000株	61,500,000株

(注) 1．当社は第26期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の２に規定する連結計算書類を作成しております。

2．証券取引法第７条及び第24条の２第１項の規定に基づき、第21期から第25期までの有価証券報告書の訂正報告書を平成17年４月15日に関東財務局に提出いたしました。訂正報告書における第24期の売上高は273,200百万円となっております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第 24 期 (平成14年度)	第 25 期 (平成15年度)	第 26 期 (平成16年度)	第 27 期 (平成17年度) (当　　期)
売　　上　　高	254,445百万円	245,667百万円	213,890百万円	228,519百万円
経　常　利　益	11,105百万円	12,074百万円	12,219百万円	15,688百万円
当　期　純　利　益	7,017百万円	8,514百万円	8,652百万円	10,438百万円
1株当たり当期純利益	113.04円	139.14円	145.81円	180.20円
1株当たり純資産	1,483.23円	1,567.49円	1,609.79円	1,778.24円
総　　資　　産	154,220百万円	156,565百万円	150,928百万円	167,153百万円
発行済株式総数	61,500,000株	61,500,000株	61,500,000株	61,500,000株

(注) 証券取引法第７条及び第24条の２第１項の規定に基づき、第21期から第25期までの有価証券報告書の訂正報告書を平成17年４月15日に関東財務局に提出いたしました。訂正報告書における第24期の売上高は239,919百万円となっております。

２．企業集団及び当社の概況（平成18年３月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループの主要な製品・サービスは、総合情報システムの提案、システム設計・導入、コンピュータ・ネットワークシステムの販売、ネットワーク構築、ソフトウェア開発、コンサルティング等並びにシステムの保守サービス、人事・総務関連業務等の各種ビジネスサービス等であり、ユーザに対するサービスの種類、性質、業務形態等の類似性により区分しております。

区　分	営業種目の内容
システム事業	情報システム及びネットワークの提案・設計・構築、受託ソフトウェアの開発、ソフトウェアの保守サービス等
サポート事業	システムの保守・運用サービス等

(2) 企業集団の主要な営業所

① 当社

本　社	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
支　店	札幌、さいたま、横浜、名古屋、大阪、広島、福岡
営業所	仙台、水戸、八王子、厚木、静岡、浜松、豊田、刈谷、金沢、京都、神戸、沖縄

（注）上記のほか、東京地区にテクニカルソリューションセンター（千代田区）、九段オフィス、葛西物流センター、蒲田ソリューションセンターがあります。

② 連結子法人等

会社名	本社所在地
シーティーシー・ラボラトリーシステムズ株式会社	東京都世田谷区
シーティーシー・テクノロジー株式会社	東京都千代田区
シーティーシー・エスピー株式会社	東京都世田谷区
シーティーシー・ビジネスサービス株式会社	東京都豊島区
株式会社マクシスコンサルティング	東京都千代田区

(3) 株 式 の 状 況

① 会社が発行する株式の総数　246,000,000株
② 発行済株式の総数　61,500,000株
③ 一単元の株式数　100株
④ 株主数　23,008名
⑤ 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	株	%	株	%
伊藤忠商事株式会社	27,866,400	48.44	－	－
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,403,600	4.18	－	－
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・伊藤忠商事株式会社退職給付信託口）	2,072,000	3.60	－	－
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,882,000	3.27	－	－
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社１口	1,085,000	1.89	－	－
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	851,500	1.48	－	－
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	595,300	1.03	－	－
日本証券金融株式会社	553,200	0.96	－	－
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（信託口）	451,000	0.78	－	－
ＣＴＣ社員持株会	417,740	0.73	－	－

（注）１．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・伊藤忠商事株式会社退職給付信託口）の持株数は、伊藤忠商事株式会社が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであります。
２．上記のほか、当社が所有している自己株式3,965,916株があります。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

① 取得株式

普通株式	379,781株
取得価額の総額	1,288百万円

② 処分株式

普通株式	63,400株
処分価額の総額	232百万円

③ 失効手続をした株式

該当事項はありません。

④ 期末保有株式

普通株式	3,965,916株

（注）当社が平成17年３月31日現在保有していた自己株式は3,649,535株であります。

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成14年６月26日
新株予約権の数	1,621個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	162,100株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の１株当たりの払込金額	3,504円
新株予約権の行使期間	平成16年７月１日から 平成19年６月30日まで

（注）新株引受権方式のストックオプションに関する事項については、「貸借対照表関係注記７」に記載しております。

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,399名	243名増	35.0才	8.0年

（注）上記従業員数には、当企業集団以外への出向者54名を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,699名	107名増	35.2才	8.9年

（注）上記従業員数には、子法人等への出向者715名を含んでおります。

(7) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
シーティーシー・ラボラトリーシステムズ株式会社	300	80.0	化学・製薬業界向けシステム開発・販売事業
シーティーシー・テクノロジー株式会社	450	100.0	システム保守・サポート事業
シーティーシー・エスピー株式会社	100	80.0	ネットワークソリューション製品の販売事業
シーティーシー・ビジネスサービス株式会社	100	100.0	人事・総務関連業務等各種ビジネスサービス事業
株式会社マクシスコンサルティング	100	80.0	事業化支援及びプロセス改革に関するコンサルティング事業

② 企業結合の経過

平成17年４月１日付で株式会社マクシスコンサルティングを設立しております。

なお、同社の状況については、前記「① 重要な子法人等の状況」に記載のとおりであります。

③ 企業結合の成果

前記「１．営業の概況(1) 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

④ その他の重要な企業結合の状況

伊藤忠商事株式会社の当社に対する議決権の直接保有割合は48.44%でありますが、同社が退職給付信託に拠出した当社株式の受託者の保有を含めた議決権比率は52.04%であるため、当社は同社の連結子会社となっております。

当社は、取扱い商品の一部を同社より仕入れております。また運用を目的として余剰資金の一部を同社へ預入れしております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) 取締役及び監査役の状況

氏　　名	会社における地位	担当または主な職業
岡崎友信	取締役会長	
奥田陽一	代表取締役社長	
中野　亨	代表取締役専務	社長補佐（兼）情報通信ｼｽﾃﾑ事業担当役員 （兼）ﾊﾟｰﾄﾅｰﾃﾞｨｽﾄﾘﾋﾞｭｰｼｮﾝ事業担当役員
後藤　健	常務取締役	ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞｼｽﾃﾑ第１事業担当役員 （兼）ＩＴｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ担当役員
藁科至徳	常務取締役	金融ｼｽﾃﾑ事業担当役員（兼）金融ｼｽﾃﾑ本部長 （兼）ｸﾛｽﾌｧﾝｸｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ担当役員
兼松泰男	取締役	財務・経理、人事、総務担当役員（兼）業務総括室担当役員
松本孝利	取締役	ｱｶﾃﾞﾐｰｷｬﾋﾟﾀﾙｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾂ株式会社　代表取締役社長 学校法人法政大学理事
井上裕雄	取締役	伊藤忠商事株式会社　執行役員　情報産業部門長
髙取成光	取締役	伊藤忠商事株式会社　情報産業部門長代行 （兼）ﾋﾞｼﾞﾈｽｿﾘｭｰｼｮﾝ部長
太田耕三	常勤監査役	
笠間正夫	常勤監査役	
林　光佑	監査役	弁護士 国立大学法人名古屋大学理事
池田修二	監査役	伊藤忠商事株式会社　宇宙・情報・ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱｶﾝﾊﾟﾆｰ ﾁｰﾌﾌｨﾅﾝｼｬﾙｵﾌｨｻｰ

（注）１．取締役松本孝利、井上裕雄、髙取成光の各氏は、商法第188条第２項第７号ノ２に定める社外取締役であります。

２．監査役全員は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

３．当該営業年度中の取締役・監査役の異動

(1) 就任

平成17年６月22日開催の第26期定時株主総会において、奥田陽一、髙取成光の両氏が取締役に、笠間正夫氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 退任

吉住文衛氏は、監査役を平成17年６月22日付で退任いたしました。

４．決算期後、平成18年４月１日付で取締役及び監査役の「会社における地位」及び「担当または主な職業」に変更がありました。なお、同日現在の取締役及び監査役の「会社における地位」及び「担当または主な職業」は、以下のとおりであります。

氏　　名	会社における地位	担　当　ま　た　は　主　な　職　業
岡　崎　友　信	取　締　役　会　長	
奥　田　陽　一	代表取締役社長	
中　野　　亨	代表取締役専務	社長補佐（兼）情報通信ｼｽﾃﾑ事業担当役員 （兼）ﾊﾟｰﾄﾅｰﾃﾞｨｽﾄﾘﾋﾞｭｰｼｮﾝ事業担当役員
後　藤　　健	常　務　取　締　役	ｸﾛｽﾌｧﾝｸｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ担当役員
藁　科　至　徳	常　務　取　締　役	金融ｼｽﾃﾑ事業担当役員
兼　松　泰　男	取　　締　　役	職能担当役員（兼）業務総括担当役員
松　本　孝　利	取　　締　　役	ｱｶﾃﾞﾐｰｷｬﾋﾟﾀﾙｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾂ株式会社　代表取締役社長 学校法人法政大学理事
井　上　裕　雄	取　　締　　役	伊藤忠商事株式会社　常務執行役員　宇宙・情報・ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱｶﾝﾊﾟﾆｰ　ｴｸﾞｾﾞｸﾃｨﾌﾞﾊﾞｲｽﾌﾟﾚｼﾞﾃﾞﾝﾄ
髙　取　成　光	取　　締　　役	伊藤忠商事株式会社　情報産業部門長
太　田　耕　三	常　勤　監　査　役	
笠　間　正　夫	常　勤　監　査　役	
林　　光　佑	監　　査　　役	弁護士 国立大学法人名古屋大学理事
池　田　修　二	監　　査　　役	伊藤忠商事株式会社　宇宙・情報・ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱｶﾝﾊﾟﾆｰ ﾁｰﾌﾌｨﾅﾝｼｬﾙｵﾌｨｻｰ

５．平成18年４月１日における執行役員の「役割」は以下のとおりであります。
なお、下表の役割の［　］には、平成18年３月31日現在の執行役員の「役割」を記載しております。

役　　名	氏　　名	役　　割
常務執行役員	桜庭　慎一郎	ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞｼｽﾃﾑ事業担当役員 ［ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞｼｽﾃﾑ第２事業担当役員 （兼）ｻｰﾋﾞｽｼｽﾃﾑ本部長］
執行役員	熊崎　伸二	中部担当役員 （兼）ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞｼｽﾃﾑ事業担当役員補佐 （兼）名古屋支店長 ［地域担当役員（中部）］
執行役員	齊藤　　晃	西日本担当役員 （兼）ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽ第２本部長 （兼）大阪支店長 ［地域担当役員（西日本）］
執行役員	松澤　政章	情報通信ｼｽﾃﾑ事業担当役員補佐 （兼）ﾃﾚｺﾑｼｽﾃﾑ第３本部長 ［同上］
執行役員	大久保　忠崇	ｿﾆｰﾌﾞﾛｰﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞｿﾘｭｰｼｮﾝ株式会社　取締役副社長 ［同上］
執行役員	三浦　吉道	ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞｼｽﾃﾑ事業担当役員補佐 ［ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞｼｽﾃﾑ第１事業担当役員補佐］
執行役員	城田　勝行	情報ｼｽﾃﾑ担当役員 ［同上］
執行役員	横山　良治	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ室長 （兼）Ｎｅｘｔ．MI推進室長 ［ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ室長］
執行役員	寺田　育彦	ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽ第３本部長 ［自動車・電機ｼｽﾃﾑ本部長］
執行役員	正西　康英	ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞｼｽﾃﾑ事業担当役員補佐 ［ＩＴｱｰｷﾃｸﾁｬ室長］
執行役員	須崎　隆寛	ﾊﾟｰﾄﾅｰﾃﾞｨｽﾄﾘﾋﾞｭｰｼｮﾝ事業本部長 ［同上］
執行役員	鈴木　誠治	ＩＴｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ室長 ［同上］
執行役員	江田　　尚	ﾃﾚｺﾑｼｽﾃﾑ第２本部長 ［同上］

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社及び当社の子法人等が支払うべき報酬等の合計額69百万円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額56百万円

③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額40百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

３．決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

記載すべき重要な事項はありません。

（注）この営業報告書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成18年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	150,898	流動負債	60,424
現金及び預金	26,499	支払手形及び買掛金	31,401
受取手形及び売掛金	57,779	未払法人税等	4,908
有価証券	18,990	前受収益	9,581
たな卸資産	23,682	賞与引当金	4,457
繰延税金資産	5,780	受注損失引当金	410
預け金	10,000	その他	9,665
その他	8,361	固定負債	1,863
貸倒引当金	△ 194	繰延税金負債	1,644
固定資産	27,180	退職給付引当金	12
有形固定資産	3,921	役員退職慰労引当金	206
建物付属設備	2,124	負債合計	62,288
工具、器具及び備品	1,796	（少数株主持分）	
無形固定資産	2,185	少数株主持分	139
ソフトウェア	2,076	（資本の部）	
その他	109	資本金	21,763
投資その他の資産	21,073	資本剰余金	33,126
投資有価証券	14,193	利益剰余金	72,458
前払年金費用	409	その他有価証券評価差額金	2,850
繰延税金資産	119	為替換算調整勘定	22
その他	6,400	自己株式	△ 14,570
貸倒引当金	△ 49	資本合計	115,651
資産合計	178,079	負債、少数株主持分及び資本合計	178,079

連結損益計算書

〔自　平成17年４月１日
至　平成18年３月31日〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		239,021
売上原価		180,519
売上総利益		**58,502**
販売費及び一般管理費		39,000
営業利益		**19,501**
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	140	
投資事業組合運用益	714	
その他	204	1,097
営業外費用		
持分法による投資損失	22	
その他	41	64
経常利益		**20,534**
特別利益		
投資有価証券売却益	77	
営業譲渡益	105	183
特別損失		
固定資産除却損	249	
減損損失	52	
投資有価証券売却損	87	
投資有価証券評価損	324	714
税金等調整前当期純利益		**20,003**
法人税、住民税及び事業税	7,748	
法人税等調整額	755	8,503
少数株主損失		△　17
当期純利益		**11,517**

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数　　６社

(2) 連結子法人等の名称　　シーティーシー・ラボラトリーシステムズ株式会社
シーティーシー・テクノロジー株式会社
シーティーシー・エスピー株式会社
シーティーシー・ビジネスサービス株式会社
株式会社マクシスコンサルティング
CTC Ventures, Inc.

なお、平成17年４月１日付で株式会社マクシスコンサルティングを設立し、連結子法人等に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数　　４社

(2) 関連会社の名称　　伊藤忠エレクトロニクス株式会社
伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社
ソニーブロードバンドソリューション株式会社
株式会社イーシー・ワン

なお、オープンフューチャーシステム株式会社及び同社の子会社であるオープンアクセスフィア株式会社については、平成17年９月28日付で当社が保有する同社全株式を売却したことにより、持分法適用の関連会社から除外しております。
また、株式会社イーシー・ワンについては、平成17年６月28日付で当社執行役員が同社取締役に就任したことに伴い、持分法適用の関連会社に含めております。

３．連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、CTC Ventures, Inc. の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……総平均法による原価法（投資事業組合持分については持分法）

② デリバティブ

原則として時価法

③ たな卸資産

商品……個別法による原価法（一部の商品については移動平均法による原価法）

仕掛品……個別法による原価法

保守用部材……利用可能期間（５年）に基づく定額法

貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（主な耐用年数）

建物付属設備	10～18年
工具、器具及び備品	５～15年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子法人等は、従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

当社及び国内連結子法人等は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、当連結会計年度の発生額を翌連結会計年度に全額損益処理することとしております。

また、当連結会計年度に発生した過去勤務債務は、当連結会計年度に全額損益処理しております。

（追加情報）

当社及び一部の国内連結子法人等は、平成17年７月において、退職金規程及び退職年金規程改訂に伴い、適格退職年金制度について確定給付企業年金法に基づく確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成14年１月31日）を適用しております。本移行に伴い、過去勤務債務が1,193百万円発生し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,193百万円増加しております。

⑤ 役員退職慰労引当金
当社及び国内連結子法人等は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子法人等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
為替変動リスクのヘッジについて、振当処理を採用しております。
② ヘッジ手段及びヘッジ対象
ヘ ッ ジ 手 段……先物為替予約取引
ヘ ッ ジ 対 象……外貨建債権債務及び外貨建予定取引
③ ヘ ッ ジ 方 針
為替変動リスクをヘッジするため、社内規程に基づき、原則同一通貨建てによる同一期日の為替予約を行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法
同一通貨建てによる同一期日の為替予約に限定しており、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されているため、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

5．連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6．利益処分項目等の取扱いに関する事項
利益処分項目等の取扱いについては、連結会計年度中に確定した連結会社の利益処分に基づいて作成しております。

（会計処理方法の変更）

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日）を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は52百万円減少しております。

（連結貸借対照表関係注記）

１．記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．有形固定資産の減価償却累計額　3,520百万円

３．保証債務

従業員の伊藤忠グループ連合共済会住宅融資制度による金融機関からの借入に対する保証

保証先	保証金額
従業員（79名）	442百万円

（連結損益計算書関係注記）

１．記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．研究開発費　264百万円

３．減損損失

電話加入権（遊休資産）　52百万円

４．１株当たり当期純利益　197円87銭

潜在株式調整後１株当たり当期純利益　197円76銭

（退職給付関係注記）

１．採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子法人等４社は、確定給付型の制度として、伊藤忠連合厚生年金基金制度に加えて、確定給付企業年金制度（当社及び国内連結子法人等３社による共同委託契約）または退職一時金制度（国内連結子法人等１社）を採用しております。

伊藤忠連合厚生年金基金制度（昭和61年７月設立の連合設立型基金）は、退職給付会計実務指針33項の例外処理を行う制度であります。同基金における年金資産残高のうち、当社及び国内連結子法人等４社の掛金拠出割合に基づく年金資産残高は、当連結会計年度（平成18年３月31日現在）において14,078百万円であります。

また、確定給付企業年金制度は、確定給付企業年金法に基づく確定給付企業年金制度であり、平成17年７月において、当社及び国内連結子法人等３社による共同委託契約の適格退職年金制度から移行したものであります。

２．退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	6,123百万円
(2) 年金資産	7,882
(3) 未積立退職給付債務　(1)－(2)	△1,759
(4) 未認識数理計算上の差異	1,362
(5) 連結貸借対照表計上額純額　(3)＋(4)	△　397
(6) 前払年金費用	409
(7) 退職給付引当金　(5)＋(6)	12百万円

（注）一部の連結子法人等は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

３．退職給付費用に関する事項

退職給付費用	874百万円
(1) 勤務費用	609
(2) 利息費用	120
(3) 期待運用収益	△　148
(4) 数理計算上の差異の損益処理額	615
(5) 過去勤務債務の損益処理額	△1,193
(6) 厚生年金基金の年金掛金等	869

（注）簡便法を採用している連結子法人等の退職給付費用は、(1) 勤務費用に計上しております。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	2.0％
(3) 期待運用収益率	2.5％
(4) 数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度において全額損益処理
(5) 過去勤務債務の処理年数	発生した連結会計年度において全額損益処理

（税効果会計関係注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（流動の部）

繰延税金資産	たな卸資産評価損否認	2,919百万円
	賞与引当金否認	1,827
	未払事業税否認	436
	未払金否認	308
	受注損失引当金否認	168
	その他	347
	小計	6,008
	評価性引当額	△ 224
	合計	5,783
繰延税金負債	連結消去に伴う貸倒引当金調整額	△ 3
	繰延税金資産の純額	5,780百万円

（固定の部）

繰延税金資産	投資有価証券評価損否認	726百万円
	減価償却費損金算入限度超過額	264
	繰越欠損金	159
	その他	341
	小計	1,492
	評価性引当額	△ 900
	合計	591
	繰延税金負債との相殺	△ 472
	繰延税金資産の純額	119百万円
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△1,949百万円
	前払年金費用	△ 168
	合計	△2,117
	繰延税金資産との相殺	472
	繰延税金負債の純額	△1,644百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月17日

伊藤忠テクノサイエンス株式会社

代表取締役社長　奥　田　陽　一　殿

監査法人　トーマツ

指定社員 業務執行社員　公認会計士　大　庭　四志次　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　羽　鳥　良　彰　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、伊藤忠テクノサイエンス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第27期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い伊藤忠テクノサイエンス株式会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第27期営業年度の連結計算書類(連結貸借対照表及び連結損益計算書)に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1）監査役の監査の方法の概要
各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2）監査の結果
会計監査人　監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年５月19日　　伊藤忠テクノサイエンス株式会社　監査役会

常勤監査役　太　田　耕　三　㊞
常勤監査役　笠　間　正　夫　㊞
監査役　林　光　佑　㊞
監査役　池　田　修　二　㊞

（注）常勤監査役 太田耕三、常勤監査役 笠間正夫、監査役 林光佑及び監査役 池田修二は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。

以上

貸借対照表

（平成18年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	140,478	流動負債	63,230
現金及び預金	25,775	支払手形	8
受取手形	712	買掛金	34,492
売掛金	54,071	未払金	4,056
有価証券	18,990	未払法人税等	2,154
商品	16,719	未払消費税等	898
仕掛品	2,025	前受金	3,127
前払費用	5,899	預り金	5,558
繰延税金資産	3,073	前受収益	9,083
関係会社短期貸付金	730	賞与引当金	2,824
関係会社預け金	10,000	受注損失引当金	410
未収入金	2,592	その他	617
その他	82	固定負債	1,545
貸倒引当金	△ 195	繰延税金負債	1,402
固定資産	26,675	役員退職慰労引当金	143
有形固定資産	3,294	負債合計	64,776
建物付属設備	1,796	（資本の部）	
工具、器具及び備品	1,497	資本金	21,763
無形固定資産	1,680	資本剰余金	33,076
ソフトウェア	1,597	資本準備金	33,076
その他	82	利益剰余金	59,304
投資その他の資産	21,701	利益準備金	504
投資有価証券	12,466	任意積立金	
関係会社株式	3,530	別途積立金	48,200
出資金	27	当期未処分利益	10,599
長期貸付金	6	その他有価証券評価差額金	2,804
従業員長期貸付金	17	自己株式	△ 14,570
破産更生等債権	26	資本合計	102,377
長期前払費用	73		
前払年金費用	380		
長期性預金	2,000		
差入保証金	3,284		
その他	518		
貸倒引当金	△ 45		
投資損失引当金	△ 585		
資産合計	167,153	負債及び資本合計	167,153

損　益　計　算　書

〔自　平成17年４月１日
至　平成18年３月31日〕

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		228,519
売上原価		188,982
売上総利益		**39,537**
販売費及び一般管理費		30,647
営業利益		**8,889**
営業外収益		
受取利息	45	
受取配当金	4,774	
業務受託料	1,052	
投資事業組合運用益	738	
その他	220	6,832
営業外費用		33
経常利益		**15,688**
特別利益		
投資有価証券売却益	77	
投資損失引当金戻入益	131	208
特別損失		
固定資産除却損	224	
減損損失	39	
投資有価証券売却損	83	
投資有価証券評価損	324	672
税引前当期純利益		**15,225**
法人税、住民税及び事業税	3,166	
法人税等調整額	1,620	4,786
当期純利益		**10,438**
前期繰越利益		1,609
中間配当額		1,436
自己株式処分差損		10
当期未処分利益		**10,599**

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……総平均法による原価法（投資事業組合持分については持分法）

2．デリバティブの評価基準

デリバティブ……原則として時価法

3．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……個別法による原価法（一部の商品については移動平均法による原価法）

仕掛品……個別法による原価法

4．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法
（主な耐用年数）
建物付属設備　10～18年
工具、器具及び備品　5～15年

無形固定資産

自社利用のソフトウェア……社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

5．引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し必要額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
(5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、当期の発生額を翌期に全額損益処理することとしております。
また、当期に発生した過去勤務債務は、当期に全額損益処理しております。
（追加情報）
当社は、平成17年７月において、退職金規程及び退職年金規程改訂に伴い、適格退職年金制度について確定給付企業年金法に基づく確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成14年１月31日）を適用しております。本移行に伴い、過去勤務債務が1,111百万円発生し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が1,111百万円増加しております。
(6) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

７．リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

８．ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
為替変動リスクのヘッジについて、振当処理を採用しております。
(2) ヘッジ手段及びヘッジ対象
ヘッジ手段……先物為替予約取引
ヘッジ対象……外貨建債権債務及び外貨建予定取引
(3) ヘッジ方針
為替変動リスクをヘッジするため、社内規程に基づき、原則同一通貨建てによる同一期日の為替予約を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

同一通貨建てによる同一期日の為替予約に限定しており、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されているため、有効性の評価を省略しております。

9．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計処理方法の変更）

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引前当期純利益は39百万円減少しております。

（貸借対照表関係注記）

1．記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く。）

短期金銭債権	3,346百万円
短期金銭債務	25,052

3．有形固定資産の減価償却累計額　3,015百万円

4．主なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として汎用コンピュータ設備及び事務用機器等があります。

5．商法第290条第１項第４号に規定する純資産額

その他有価証券等の時価評価により増加した純資産額

2,804百万円

6．保証債務　442百万円

7．ストックオプションとして付与された旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権

平成13年６月27日開催の定時株主総会にて決議

目的となる株式の種類及び数　普通株式	71,800株
株式の発行価格	12,520円

（損益計算書関係注記）

１．記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．関係会社との取引高

関係会社への売上高	4,143百万円
関係会社からの仕入高等	82,949
関係会社への保守委託料	26,588
関係会社とのその他の営業取引高	1,625
関係会社との営業取引以外の取引高	6,136

３．減損損失

電話加入権（遊休資産）	39百万円

４．１株当たり当期純利益　180円20銭

潜在株式調整後１株当たり当期純利益　180円10銭

（税効果会計関係注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（流動の部）

繰延税金資産	たな卸資産評価損否認	1,190百万円
	賞与引当金否認	1,157
	未払金否認	224
	未払事業税否認	222
	受注損失引当金否認	168
	その他	184
	小計	3,147
	評価性引当額	△ 73
	合計	3,073百万円

（固定の部）

繰延税金資産	投資有価証券評価損否認	779百万円
	投資損失引当金否認	239
	減価償却費損金算入限度超過額	233
	その他	157
	小計	1,409
	評価性引当額	△ 706
	合計	702百万円
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△1,949
	前払年金費用	△ 155
	繰延税金負債の純額	△1,402百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
（調整）	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△12.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
評価性引当額の増加	2.3
その他	△ 0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4%

利 益 処 分 案

（単位：円）

当期未処分利益		10,599,948,326
これを次のとおり処分いたします。		
利益処分額		
利益配当金	2,013,692,940	
普通配当１株につき35円		
取締役賞与	60,600,000	
監査役賞与	7,600,000	
別途積立金	6,700,000,000	8,781,892,940
次期繰越利益		1,818,055,386

（注）１．平成17年12月２日に、1,436,965,850円（１株につき25円）の中間配当を実施いたしました。

２．自己株式3,965,916株の配当金は、利益配当金より除いております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月17日

伊藤忠テクノサイエンス株式会社

代表取締役社長　奥　田　陽　一　殿

監査法人　トーマツ

指定社員 業務執行社員　公認会計士　大　庭　四志次　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　羽　鳥　良　彰　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、伊藤忠テクノサイエンス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第27期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第27期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１）監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

２）監査の結果

(1) 会計監査人　監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。
(6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年５月19日　　伊藤忠テクノサイエンス株式会社　監査役会

常勤監査役　太　田　耕　三　㊞
常勤監査役　笠　間　正　夫　㊞
監査役　林　光　佑　㊞
監査役　池　田　修　二　㊞

（注）常勤監査役　太田耕三、常勤監査役　笠間正夫、監査役　林光佑及び監査役　池田修二は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。

以上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　第27期（自平成17年４月１日　至平成18年３月31日）利益処分案承認の件

第27期の利益処分案は33頁に記載のとおりであります。当社は、安定した配当の継続に努めてまいりましたが、さらに業績を反映した利益還元も重視していく方針であります。当期の利益配当金につきましては、内部留保金とのバランス等を勘案したうえで１株当たり20円増額いたしまして、35円とさせていただきたいと存じます。これにより年間では中間配当金とあわせて１株につき30円増額し60円となります。

また、当期の役員賞与につきましては、当期の利益、従来の利益処分における役員賞与の金額その他諸般の事情を勘案し、期末時の取締役９名及び監査役４名に対し、6,820万円（うち監査役賞与760万円）とさせていただきたく存じます。

第２号議案　当社と株式会社ＣＲＣソリューションズとの合併契約書承認の件

１．合併を行う理由

ＩＴサービス産業においては、景況感の回復及び企業業績の改善に伴い、市場全体を通じて緩やかな回復傾向が続いています。足元では、通信・金融分野での次世代システム構築に伴う大型のＩＴ投資案件の増加に加え、一般企業でもネットワークの多様化や情報量の増加に伴う既存システムの更新・増強投資への需要が発生しています。また、新会社法・日本版ＳＯＸ法に適合した内部統制強化に伴う社内システム整備の需要が高まっていることなどから、今後もＩＴサービスへの需要が高まると期待されます。

一方で、顧客ニーズは高度化・複雑化する傾向にあるうえ、ＩＴ投資の採算改善の要請も強まるなど、業界の事業環境は必ずしも楽観できません。このような経営環境のもと、ＩＴサービス企業が競争力を維持・向上し、持続的な成長を遂げるには、安定収益源となる顧客基盤を拡大するとともに、事業領域の拡充を行い、顧客により多くの付加価値を提供してゆくことが不可欠です。

当社と株式会社ＣＲＣソリューションズは、伊藤忠商事グループとして両社の経営資源を結集し、幅広い顧客層に対して、サービス・運用から開発、製品販売に至る多様なＩＴサービスを展開する体制を早期に確立し、長期に持続的な成長を遂げ、ＩＴサービス業界のリーディグ・カンパニーとしての地位を確立すべく、今搬、両社対等の精神の下に合併契約の締結に至りました。

２．合併契約の内容の概要

合併契約書（写）

伊藤忠テクノサイエンス株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社ＣＲＣソリューションズ（以下、「乙」という。）とは、両社対等の精神の下に合併することに合意し、次のとおり合併契約を締結する。

第１条（合併当事会社及び商号）

１．甲（住所：東京都千代田区霞が関三丁目２番５号）及び乙（住所：東京都江東区南砂二丁目７番５号）は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

２．合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）以降の甲の商号は「伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（英文名：ITOCHU Techno-Solutions Corporation）」とし、同日以降の甲の略称及びロゴはCTCとする。

第２条（株主等に対する株式等の割当）

１．甲は、合併に際して発行する普通株式及びその保有する自己の普通株式を、効力発生日前日における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。）のうち甲及び乙を除く者に対し、その保有する乙の株式１株につき、甲の株式0.31株の割合をもって割当交付する。

２．前項の場合において、同項所定の株主に対して交付しなければならない甲の株式数に一株に満たない端数があるときは、甲は、会社法234条の規定に従い処理する。

３．甲は、効力発生日前日における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者に対し、その保有する新株予約権の種別に応じ、別紙１記載の要領に従い、甲の新株予約権を割当交付する。

第３条（資本金、準備金及び剰余金の額に関する事項等）

甲が合併により増加する資本金、準備金及び剰余金の額は、次のとおりとする。

①　資本金　　０円
②　資本準備金　　０円
③　資本剰余金　　会社計算規則第59条第１項第３号ロに掲げる額から同号ハ及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額
④　利益準備金　　０円
⑤　利益剰余金　　会社計算規則第59条第１項第５号ロに掲げる額

第４条（効力発生日）

１．効力発生日は、平成18年10月１日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

２．前項但書の場合、乙は、平成18年10月１日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに変更後の効力発生日を公告する。

第５条（合併承認株主総会）
　甲は平成18年６月22日に、乙は同月20日に、それぞれ定時株主総会を招集し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事情により、甲乙協議のうえその日を変更することができる。
第６条（会社財産の引継ぎ）
１．乙は平成18年３月31日における貸借対照表その他同日における計算書類を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。
２．乙は、平成18年４月１日から効力発生日前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。
第７条（会社財産の管理等）
　甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運用を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。
第８条（中間配当に代わる剰余金の配当）
１．乙は、効力発生日の前日を基準日とする乙の平成18年４月１日から９月末日までの期間に係る中間配当に代わる剰余金の配当を行う。ただし、上記剰余金の配当は法定の分配可能額の限度内で行うものとし、かつ、その額の上限は一株あたり５円とする。
２．乙は、前項の剰余金の配当に係る取締役会決議及び会社法124条３項に定める公告を、当該基準日の２週間前までに行うものとする。
第９条（従業員等の処遇）
１．甲は、効力発生日において、乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議のうえこれを定める。
２．甲及び乙は、効力発生日前日まで乙の執行役員であった者については、効力発生日以降甲の執行役員として待遇するものとし、その処遇については、甲乙別途協議のうえこれを定める。
第10条（合併に際して就任すべき取締役）
１．合併に際して甲の取締役となるべき者は、別紙２のとおりとする。なお就任日は効力発生日とする。
２．甲は、平成18年６月22日開催予定の甲の定時株主総会において必要な役員選任議案を上程する。
第11条（役員の退職慰労金）
　甲の取締役又は監査役のうち合併に伴い退任する者及び乙の取締役又は監査役のうち甲の取締役又は監査役に就任しない者がある場合においては、それらの者に対する退職慰労金は、それぞれ第５条に定める株主総会において承認を得たうえで、効力発生日後に支払うものとする。

第12条（合併条件の変更及び合併契約の解除）
本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
第13条（本契約の効力）
本契約は、第５条に定める甲もしくは乙の株主総会において承認が得られないとき又は法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。
第14条（本契約書に定めのない事項）
本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成18年５月23日

甲　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
伊藤忠テクノサイエンス株式会社
代表取締役社長　奥田　陽一

乙　東京都江東区南砂二丁目７番５号
株式会社ＣＲＣソリューションズ
代表取締役　社長執行役員　杉山　尋美

【別紙１】新株予約権の割当交付の要領
甲は、乙の第２回新株予約権の新株予約権者に対し下記１の新株予約権を、乙の第３回新株予約権の新株予約権者に対し下記２の新株予約権を、乙の第４回新株予約権の新株予約権者に対し下記３の新株予約権を、それぞれ乙の新株予約権１個に対し甲の新株予約権１個の割合をもって割当交付する。
１．乙の第２回新株予約権の新株予約権者に対し甲が割当交付する新株予約権
(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数：
１個の新株予約権につき普通株式62株
なお、甲が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。
調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割又は併合の比率
(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：
本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数１株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、行使価額は2,300円とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は、自己株式を処分（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第５条第２項の規定に基づく自己株式の譲渡、甲の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は甲の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの発行又は処分価額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは甲の発行済み株式総数から甲の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、甲が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(3) 新株予約権を行使することができる期間：
2006年10月１日から2007年７月31日まで

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項：
行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第40条第１項に定める額の２分の１の額を資本金として計上し（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

(5) 新株予約権の譲渡制限：
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「対象者」という。）が甲又は甲の連結子会社の取締役、監査役又は使用人たる地位を喪失した場合、当該新株予約権の権利行使については、その地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。ただし、対象者が地位の喪失と同時に甲の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合又は関係会社に転籍した場合（以下、「地位の異動」という。）には、当該地位の異動後の地位についての喪失原因に従い下記イ、ロ、ハを適用する。

イ　自己都合、解任又は懲戒解雇により地位を喪失した場合：
権利行使できない。

ロ　会社都合により、任期満了前又は定年前に地位を喪失した場合：
地位喪失後１年間に限り権利行使できる。

ハ　任期満了又は定年により地位を喪失した場合：
地位喪失後１年間に限り権利行使できる。

② 新株予約権者が在籍中に死亡した場合、相続人は相続発生日より１年間に限り権利行使できる。

③ その他の条件は、甲と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得：

① 甲が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は甲が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、甲は新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、甲は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 一株に満たない端数の扱い：
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権証券：
甲は、新株予約権証券を発行する。

２．乙の第３回新株予約権の新株予約権者に対し甲が割当交付する新株予約権

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数：
１個の新株予約権につき普通株式62株
なお、甲が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。
調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割又は併合の比率

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：
本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数１株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、行使価額は2,700円とする。
なお、新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は、自己株式を処分（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第５条第２項の規定に基づく自己株式の譲渡、甲の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は甲の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの発行又は処分価額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは甲の発行済み株式総数から甲の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
また、新株予約権発行後、甲が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(3) 新株予約権を行使することができる期間：
2006年10月１日から2008年７月31日まで
(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項：
行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第40条第１項に定める額の２分の１の額を資本金として計上し（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
(5) 新株予約権の譲渡制限：
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
(6) 新株予約権の行使条件
① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「対象者」という。）が甲又は甲の連結子会社の取締役、監査役又は使用人たる地位を喪失した場合、当該新株予約権の権利行使については、その地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。ただし、対象者が地位の喪失と同時に甲の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合又は関係会社に転籍した場合（以下、「地位の異動」という。）には、当該地位の異動後の地位についての喪失原因に従い下記イ、ロ、ハを適用する。
イ 自己都合、解任又は懲戒解雇により地位を喪失した場合：
権利行使できない。
ロ 会社都合により、任期満了前又は定年前に地位を喪失した場合：
地位喪失後１年間に限り権利行使できる。
ハ 任期満了又は定年により地位を喪失した場合：
地位喪失後１年間に限り権利行使できる。
② 新株予約権者が在籍中に死亡した場合、相続人は相続発生日より１年間に限り権利行使できる。
③ その他の条件は、甲と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
(7) 新株予約権の取得：
① 甲が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は甲が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、甲は新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、甲は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 一株に満たない端数の扱い：
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権証券：
甲は、新株予約権証券を発行する。

３．乙の第４回新株予約権の新株予約権者に対し甲が割当交付する新株予約権

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数：
１個の新株予約権につき普通株式62株
なお、甲が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。
調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割又は併合の比率

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：
本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数１株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、行使価額は3,220円とする。
なお、新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は、自己株式を処分（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第５条第２項の規定に基づく自己株式の譲渡、甲の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は甲の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの発行又は処分価額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは甲の発行済み株式総数から甲の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
また、新株予約権発行後、甲が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(3) 新株予約権を行使することができる期間：
優遇税制非適格分：2006年10月１日から2009年７月31日まで
優遇税制適格分：　2007年６月22日から2009年７月31日まで
(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項：
行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第40条第１項に定める額の２分の１の額を資本金として計上し（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
(5) 新株予約権の譲渡制限：
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
(6) 新株予約権の行使条件
① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「対象者」という。）が甲又は甲の連結子会社の取締役、監査役又は使用人たる地位を喪失した場合、当該新株予約権の権利行使については、その地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。ただし、対象者が地位の喪失と同時に甲の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合又は関係会社に転籍した場合（以下、「地位の異動」という。）には、当該地位の異動後の地位についての喪失原因に従い下記イ、ロ、ハを適用する。
イ　自己都合、解任又は懲戒解雇により地位を喪失した場合：
権利行使できない。
ロ　会社都合により、任期満了前又は定年前に地位を喪失した場合：
地位喪失後１年間に限り権利行使できる。
ハ　任期満了又は定年により地位を喪失した場合：
地位喪失後１年間に限り権利行使できる。
② 新株予約権者が在籍中に死亡した場合、相続人は相続発生日より１年間に限り権利行使できる。
③ その他の条件は、甲と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
(7) 新株予約権の取得：
① 甲が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は甲が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、甲は新株予約権を無償で取得することができる。
② 新株予約権者が権利を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、甲は当該新株予約権を無償で取得することができる。
(8) 一株に満たない端数の扱い：
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
(9) 新株予約権証券：
甲は、新株予約権証券を発行する。

【別紙２】合併に際して就任すべき取締役

取　締　役	杉山尋美
同　　上	小菅和夫
同　　上	夏目浩昭
同　　上	石井建治
同　　上	竹中公一
同　　上	大西恭二
同　　上	富田博

３．会社法第298条第１項の決定をした日における会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第749条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第１号）

① 株式会社ＣＲＣソリューションズ（以下、「ＣＲＣソリューションズ」という。）の株主に対して当社が交付する株式の数の算定方法

当社は、本合併に当たり、ＣＲＣソリューションズの株式１株に対し、当社の株式0.31株の割合（以下「合併比率」といいます。）をもって、当社普通株式を割当交付いたします。

合併比率の算定にあたっては、公正性・妥当性を確保するため、当社及びＣＲＣソリューションズのそれぞれが独立した第三者機関（当社：野村證券株式会社、ＣＲＣソリューションズ：みずほ証券株式会社）に算定を依頼しました。野村證券株式会社は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー（ＤＣＦ）法等を、みずほ証券株式会社は、市場株価基準法、ＤＣＦ法、類似企業比較法等を用いた上で、これらの分析結果を総合的に勘案して合併比率を算定いたしました。

当社及びＣＲＣソリューションズは、上記第三者機関の合併比率算定の内容に関し、その方法、採用株価、算定結果のいずれについても公正妥当であると判断し、各社の算定結果を参酌し、双方協議のうえ、上記合併比率を決定いたしました。

なお、当社は、野村證券株式会社から、上記の合併比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（平成18年５月22日付）の提出を受けております。

② ＣＲＣソリューションズの株主に対して当社が交付する株式の割当てに関する事項

当社は、合併に際して発行する普通株式及びその保有する自己の普通株式を、合併効力発生日前日におけるＣＲＣソリューションズの株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含みます。）のうち、当社及びＣＲＣソリューションズを除く者に対し、上記合併比率に従って割当交付します。

③　合併により増加する当社の資本金及び準備金の額に関する事項

ア　資本金

０円

イ　資本準備金

０円

ウ　資本剰余金

会社計算規則第59条第１項第３号ロに掲げる額から同号ハ及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額

エ　利益準備金

０円

オ　利益剰余金

会社計算規則第59条第１項第５号ロに掲げる額

当社は合併により増加する資本金及び準備金の額の決定にあたって「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に則り、当社が保有するＣＲＣソリューションズの株式の帳簿価額の消滅に伴う会計処理、ＣＲＣソリューションズが保有する自己株式の帳簿価額の消滅に伴う会計処理及びＣＲＣソリューションズの株主に割当てる当社自己株式の処分に係る会計処理を適正に行うべく、上記のとおり合併により増加する資本金及び準備金の額を取締役会において決定したものであります。

当社は、上記①ないし③のいずれにつきましても、その内容が相当であると判断します。

(2) 会社法第749条第１項第４号及び第５号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第２号）

本合併に際してＣＲＣソリューションズの新株予約権の新株予約権者に対して交付する、当該新株予約権に代わる当社の新株予約権の内容及びその算定方法並びにその割当てに関する事項

当社は、本合併に当たり、ＣＲＣソリューションズの第２回新株予約権、第３回新株予約権及び第４回新株予約権の各新株予約権者に対し、合併契約書別紙１に記載の要領に従い、それぞれ当社の発行する新株予約権を交付いたします。

当社の発行する新株予約権は、ＣＲＣソリューションズの新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わるものとして交付されるものでありますが、上記合併契約書別紙１に記載の要領は、新株予約権の目的である株式の数及び行使に際して出資される財産の価額を合併比率に応じて調整し、会社法及びその関連法令の施行に伴う細目的な変更点を除いて実質的に同一の内容を有する当社の新株予約権を割当てることを内容とするものであります。したがって、本合併を契機としてＣＲＣソリューションズの新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の内容及び数に変化はなく、いずれも相当であると判断します。

(3) ＣＲＣソリューションズの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第３号イ）
同封の別冊に記載のとおりであります。

(4) ＣＲＣソリューションズの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第３号ロ）
該当なし

(5) ＣＲＣソリューションズの最終事業年度の末日後以降の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容（会社法施行規則第191条第３号ハ）
該当なし

(6) 当社における最終事業年度の末日後以降の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容（会社法施行規則第191条第５号）
該当なし

第３号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1)「会社法」及びその関連法令が平成18年５月１日に施行されたことに伴う変更

「会社法」（平成17年法律第86号）及びその関連法令が平成18年５月１日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、以下のとおり変更するものであります。

① 単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、変更案第11条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

② 法務省令に定めるところに従い、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供が可能となりましたので、株主の皆様の利便性を高めるため、変更案第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

③ 取締役会の書面決議が認められたことから、取締役全員の同意があり、かつ監査役会全員の異議がない場合に限り、取締役会の機動的な運営を図るため、変更案第25条（取締役会）に第３項を新設するものであります。

④ 社外監査役の賠償責任限定契約の締結が可能となったことから、独立性の高い優秀な人材を迎えることを目的として、変更案第34条（社外監査役の責任免除）を新設するものであります。また、あわせて社外取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第27条（社外取締役の責任免除）を新設するものであります。

⑤ 株主総会の議事録は、「会社法」及び法務省令に基づき作成することになるため、現行定款第17条（議事録）を削除するものであります。

⑥ その他文言を「会社法」及びその関連法令の文言に合わせるとともに、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）に定める経過措置の規定により、平成18年５月１日付で当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

ア．当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。

イ．当会社は株券を発行する旨の定め。

ウ．当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

(2) 当社と株式会社ＣＲＣソリューションズとの合併に伴う変更

当社と株式会社ＣＲＣソリューションズとの合併に伴う商号の変更及び事業目的の追加のため、現行定款第１条（商号）及び第２条（目的）を変更するものであります。

また、現行定款第１条（商号）及び第２条（目的）の変更は、第２号議案が原案どおり承認されることを条件とし、その効力は合併の効力発生日に生じるものでありますので、その旨を明らかにするため、附則を新設しております。

なお、この附則は期日経過後、その全文を削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商号） 第１条　当会社は、伊藤忠テクノサイエンス株式会社と称し、英文では、ITOCHU TECHNO-SCIENCE Corporationと表示する。	（商号） 第１条　当会社は、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社と称し、英文では、ITOCHU Techno-Solutions Corporationと表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の業務を行うことを目的とする。 １．下記物品の輸出入、加工、販売及び保守 イ． ～（条文省略） ホ． ２．　（条文省略） ３．　（条文省略） （新　設）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 １．下記物品の輸出入、加工、開発、販売及び保守 イ． ～（現行通り） ホ． ２．　（現行通り） ３．　（現行通り） ４．情報通信システムの企画、開発、運用及び保守

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	5．情報セキュリティシステムの企画、構築並びに運用
4．情報処理サービス	6．情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス
（新　　設）	7．コンピュータセンターの運営管理
（新　　設）	8．理学、工学、医学・薬学等の自然科学分野における調査、研究、評価及び技術支援
（新　　設）	9．前各号に関するコンサルティング、教育訓練、出版及び技術要員の派遣等専門サービスの提供
（新　　設）	10．建築工事・電気通信工事・電気工事
5．労働者派遣事業 6．建築設計施工 7．電気通信工事 8．電気工事	11．労働者派遣事業 （削　　除） （削　　除） （削　　除）
（新　　設）	12．広告宣伝に関する企画並びに制作、広告代理業
（新　　設）	13．不動産の賃貸、売買、仲介、斡旋及び管理
（新　　設）	14．倉庫業
（新　　設）	15．貨物運送取扱業
9．古物売買業	16．古物売買業
10．前各号に付帯又は関連する一切の業務	17．前各号に付帯又は関連する一切の事業
（本店の所在地） 第３条　　（条 文 省 略）	（本店の所在地） 第３条　　（現 行 通 り）
（新　　設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は246,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は246,000,000株とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（自己の株式の取得） 第８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（１単元の株式数） 第７条　当会社の１単元の株式の数は100株とする。	（単元株式数） 第９条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（１単元未満株券の不発行） 第８条　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	（単元未満株券の不発行） 第10条　当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
（新　　設）	（単元未満株式についての権利） 第11条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
（単元未満株式の買増請求） 第９条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	（単元未満株式の買増請求） 第12条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株式取扱規則） 第10条　当会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱、その他株式に関する手続並びに手数料は法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第13条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
（名義書換代理人） 第11条　当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 ②　名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③　当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱等株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においては、これを取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第14条　当会社は株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（基準日） 第12条　当会社は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 ②　前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	（削　　除）
第３章　株 主 総 会	第３章　株 主 総 会
（招集） 第13条　（条 文 省 略）	（招集） 第15条　（現 行 通 り）
（新　　設）	（定時株主総会の基準日） 第16条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
（招集者及び議長） 第14条　（条 文 省 略）	（招集者及び議長） 第17条　（現 行 通 り）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議要件） 第15条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 ②　商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってする。	（決議の方法） 第19条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。 ②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってする。
（議決権の代理行使） 第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 （新　　設）	（議決権の代理行使） 第20条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ②　株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（議事録） 第17条　株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。	（削　　除）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第18条　（条 文 省 略）	（員数） 第21条　（現 行 通 り）
（選任） 第19条　（条 文 省 略）	（選任） 第22条　（現 行 通 り）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
② 取締役の選任決議は総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
③ （条 文 省 略）	③ （現 行 通 り）
（任期） 第20条 取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第23条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第21条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。	（代表取締役及び役付取締役） 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各１名、取締役副社長若干名を定めることができる。
（取締役会） 第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	（取締役会） 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要のあるときはこの期間を短縮することができる。
（新　　設）	③ 当会社は、会社法第370条の要件をみたしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
③ （条 文 省 略）	④ （現 行 通 り）
（報酬） 第23条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（報酬等） 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（社外取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（員数） 第24条　（条 文 省 略）	（員数） 第28条　（現 行 通 り）
（選任） 第25条　（条 文 省 略） ②　監査役の選任決議は総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	（選任） 第29条　（現 行 通 り） ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
（任期） 第26条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　補欠の為選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	（任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤監査役） 第27条　監査役はその互選により常勤監査役を定める。	（常勤監査役） 第31条　監査役会はその決議によって常勤監査役を選定する。
（監査役会） 第28条　監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ②　（条 文 省 略）	（監査役会） 第32条　監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要のあるときはこの期間を短縮することができる。 ②　（現 行 通 り）
（報酬） 第29条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（報酬等） 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（社外監査役の責任免除） 第34条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第６章　計　　算	第６章　計　　算
（営業年度） 第30条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。	（事業年度） 第35条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
（利益配当） 第31条　利益配当は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対しこれを行う。	（剰余金の配当） 第36条　剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し行う。
（中間配当） 第32条　取締役会の決議により、毎年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ５の規定による金銭の分配（中間配当という。）を行うことができる。	（中間配当） 第37条　取締役会の決議によって、毎年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
（配当金等の除斥期間） 第33条　利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第38条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
（新　　設）	（附則） 第１条及び第２条の変更は、当社と株式会社ＣＲＣソリューションズとの合併の効力発生日よりその効力を生じるものとする。なお、本附則は合併効力発生日の経過後にこれを削除する。

第４号議案　取締役16名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（９名）の任期が満了いたしますので、新たに取締役９名の選任をお願いするものであります。また、当社と株式会社ＣＲＣソリューションズとの合併に伴い、経営体制の強化及び充実を図るため、合併に際し就任することとなる取締役７名の選任も併せてお願いするものであります。

その候補者は、次のとおりであります。なお、候補者番号10～16の候補者は、合併に際し就任することとなる取締役でありますので、その選任の効力は、第２号議案が原案どおり承認されることを条件に、合併の効力日に生じることとなります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表者であるときの法人名・役職名	当社株式所有数
1	おくだ　よういち 奥田　陽一 (昭和22年10月４日生)	昭和45年４月　伊藤忠商事㈱入社 平成12年６月　同社代表取締役 平成13年６月　同社常務執行役員 平成15年６月　同社代表取締役常務取締役 平成16年４月　同社代表取締役専務取締役 平成17年４月　同社代表取締役副社長 平成17年６月　当社代表取締役社長（現任）	200株
2	なかの　とおる 中野　亨 (昭和23年５月17日生)	昭和47年４月　安宅産業㈱入社 昭和52年10月　合併により伊藤忠商事㈱社員 平成10年６月　当社取締役 平成12年４月　当社常務取締役 平成16年４月　当社社長補佐（兼）情報通信ｼｽﾃﾑ事業担当役員（現任）（兼）新市場開拓ﾁｰﾑ担当役員（兼）ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ室担当役員 平成17年４月　当社ﾊﾟｰﾄﾅｰﾃﾞｨｽﾄﾘﾋﾞｭｰｼｮﾝ事業担当役員（現任） 平成17年６月　当社代表取締役専務（現任）	700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表者であるときの法人名・役職名	当社株式所有数
3	ごとう　けん 後藤　健 (昭和26年３月14日生)	昭和44年４月　沖電気工業㈱入社 昭和47年12月　当社入社 平成12年６月　当社取締役 平成13年６月　当社執行役員 平成15年６月　当社常務取締役（現任） 平成16年４月　当社ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞｼｽﾃﾑ事業担当役員（兼）ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ担当役員 平成17年４月　当社ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞｼｽﾃﾑ第１事業担当役員（兼）ITｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ担当役員 平成18年４月　当社ｸﾛｽﾌｧﾝｸｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ担当役員（現任）	4,700株
4	わらしなよしのり 藁科至徳 (昭和27年６月11日生)	昭和50年４月　伊藤忠商事㈱入社 平成14年６月　当社執行役員 平成15年６月　当社常務取締役（現任） 平成16年４月　当社金融ｼｽﾃﾑ事業担当役員（現任）（兼）財務・経理、人事、総務担当役員 平成17年４月　当社金融ｼｽﾃﾑ本部長（兼）ｸﾛｽﾌｧﾝｸｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ担当役員	800株
5	かねまつやすお 兼松泰男 (昭和23年１月15日生)	昭和45年４月　伊藤忠商事㈱入社 平成５年６月　当社監査役 平成12年５月　伊藤忠商事㈱宇宙・情報・ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱｶﾝﾊﾟﾆｰ ﾁｰﾌﾌｨﾅﾝｼｬﾙｵﾌｨｻｰ 平成16年４月　当社常勤監査役 平成16年６月　当社取締役（現任）財務・経理、人事、総務担当役員 平成17年４月　当社業務総括室担当役員 平成18年４月　当社職能担当役員（兼）業務総括担当役員（現任）	500株
6	さくらばしんいちろう 桜庭慎一郎 (昭和29年７月24日生)	昭和52年４月　伊藤忠ﾃﾞｰﾀｼｽﾃﾑ㈱入社 昭和61年７月　移籍により当社社員 平成15年４月　当社ﾃﾚｺﾑ営業第１本部長 平成15年６月　当社執行役員 平成16年４月　当社ﾃﾚｺﾑｼｽﾃﾑ第１本部長 平成17年４月　当社ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞｼｽﾃﾑ第２事業担当役員（兼）ｻｰﾋﾞｽｼｽﾃﾑ本部長 平成17年６月　当社常務執行役員（現任） 平成18年４月　当社ｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞｼｽﾃﾑ事業担当役員（現任）	3,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表者であるときの法人名・役職名	当社株式所有数
7	まつ もと たか とし 松 本 孝 利 (昭和16年８月10日生)	昭和41年４月　日本電子開発㈱（現ｷｰｳｪｱｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ㈱）入社 昭和61年５月　日本ｻﾝ・ﾏｲｸﾛｼｽﾃﾑｽﾞ㈱（現ｻﾝ・ﾏｲｸﾛｼｽﾃﾑｽﾞ㈱）代表取締役社長 平成４年５月　日本ｼｽｺｼｽﾃﾑｽﾞ㈱（現ｼｽｺｼｽﾃﾑｽﾞ㈱）代表取締役社長 平成７年８月　米国ｼｽｺｼｽﾃﾑｽﾞｲﾝｸ副社長 平成10年10月　日本ｼｽｺｼｽﾃﾑｽﾞ㈱代表取締役会長 平成13年４月　ｱｶﾃﾞﾐｰｷｬﾋﾟﾀﾙｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾂ㈱代表取締役社長（現任） 平成15年６月　当社取締役（現任） 平成17年４月　学校法人法政大学理事（現任） （他の法人等名・役職名） ｱｶﾃﾞﾐｰｷｬﾋﾟﾀﾙｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾂ㈱取締役社長	0株
8	いの うえ ひろ お 井 上 裕 雄 (昭和27年８月21日生)	昭和50年４月　伊藤忠商事㈱入社 平成11年６月　当社取締役（現任） 平成15年４月　伊藤忠商事㈱情報産業部門長 平成15年６月　同社執行役員 平成18年４月　同社常務執行役員 宇宙・情報・ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱｶﾝﾊﾟﾆｰ ｴｸﾞｾﾞｸﾃｨﾌﾞﾊﾞｲｽﾌﾟﾚｼﾞﾃﾞﾝﾄ（現任）	0株
9	たか とり しげ みつ 髙 取 成 光 (昭和30年６月10日生)	昭和55年４月　伊藤忠商事㈱入社 平成10年６月　当社監査役 平成14年４月　伊藤忠商事㈱情報産業部門ﾋﾞｼﾞﾈｽｿﾘｭｰｼｮﾝ部長 平成14年６月　当社取締役 平成17年４月　伊藤忠商事㈱情報産業部門長代行 平成17年６月　当社取締役（現任） 平成18年４月　伊藤忠商事㈱情報産業部門長（現任）	0株
10	すぎ やま ひろ み 杉 山 尋 美 (昭和20年４月１日生)	昭和42年４月　伊藤忠商事㈱入社 平成11年４月　伊藤忠商事㈱宇宙・情報・ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱｶﾝﾊﾟﾆｰ ｴｸﾞｾﾞｸﾃｨﾌﾞﾊﾞｲｽﾌﾟﾚｼﾞﾃﾞﾝﾄ 平成11年６月　同社執行役員 平成13年６月　㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ取締役 常務執行役員 平成14年６月　同社代表取締役 社長執行役員（現任） （他の法人等名・役職名） ㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ取締役 社長執行役員	当社の株式の所有数 0株 ㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞの株式の所有数 21,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表者であるときの法人名・役職名	当社株式所有数
11	小菅和夫 (昭和21年9月8日生)	昭和40年４月　伊藤忠電子計算ｻｰﾋﾞｽ㈱（現㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ）入社 平成10年６月　同社取締役 平成12年６月　同社常務取締役 平成14年６月　同社代表取締役 専務執行役員（現任） 平成15年10月　同社社長補佐 営業全般担当（現任）（兼）ﾃﾞｰﾀｾﾝﾀｰ事業担当 平成16年９月　同社ﾃﾞｰﾀｾﾝﾀｰ事業部長（現任） 平成18年４月　同社ﾋﾞｼﾞﾈｽｿﾘｭｰｼｮﾝ第２事業担当（現任） （他の法人等名・役職名） ㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ 取締役 専務執行役員 ｲﾝﾌｫ・ｱﾍﾞﾆｭｰ㈱ 取締役社長	当社の株式の所有数 0株 ㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞの株式の所有数 16,000株
12	夏目浩昭 (昭和22年7月2日生)	昭和62年10月　ｾﾝﾁｭﾘ ﾘｻｰﾁ ｾﾝﾀ㈱（現㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ）入社 平成９年６月　同社取締役 平成12年６月　同社常務取締役 平成15年６月　同社取締役 専務執行役員（現任） 平成17年４月　同社ﾋﾞｼﾞﾈｽｿﾘｭｰｼｮﾝ第１事業部長（兼）食品流通事業担当（現任） 平成18年４月　同社ERPｼｽﾃﾑ事業担当（現任）	当社の株式の所有数 0株 ㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞの株式の所有数 8,500株
13	石井建治 (昭和22年2月6日生)	昭和44年４月　伊藤忠電子計算ｻｰﾋﾞｽ㈱（現㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ）入社 平成９年６月　同社取締役 平成13年６月　同社執行役員 平成15年４月　同社科学ｼｽﾃﾑ事業部長（現任） 平成15年６月　同社取締役 常務執行役員（現任）	当社の株式の所有数 0株 ㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞの株式の所有数 12,900株
14	竹中公一 (昭和23年3月22日生)	昭和45年４月　㈱第一銀行（現㈱みずほ銀行）入社 平成14年６月　㈱みずほ銀行執行役員 平成14年７月　上野産業㈱入社　社長室長 平成15年３月　㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ入社 平成15年６月　同社取締役 常務執行役員（現任） 平成17年４月　同社ﾋﾞｼﾞﾈｽｿﾘｭｰｼｮﾝ第２事業部長 平成18年４月　同社社長付 特命事項担当（現任）	当社の株式の所有数 0株 ㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞの株式の所有数 4,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表者であるときの法人名・役職名	当社株式所有数
15	大西 恭二（おおにし きょうじ） （昭和23年２月10日生）	昭和48年４月　伊藤忠商事㈱入社 平成９年４月　伊藤忠商事㈱情報ｼｽﾃﾑ統轄部長 平成10年６月　㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ監査役 平成11年４月　同社入社 平成11年６月　同社取締役 平成13年６月　同社執行役員 平成16年６月　同社取締役 常務執行役員（現任） 平成16年９月　同社生活流通事業部長 平成17年９月　同社次期店舗ｼｽﾃﾑﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進部長（兼）生活流通事業担当（現任） （他の法人等名・役職名） 精藤股份有限公司 董事長	当社の株式の所有数 0株 ㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞの株式の所有数 18,800株
16	富田 博（とみた ひろし） （昭和24年２月３日生）	昭和47年４月　伊藤忠商事㈱入社 平成11年４月　伊藤忠商事㈱人事部長 平成14年６月　同社執行役員 平成16年６月　㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ取締役 常務執行役員（現任） ﾁｰﾌ・ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・ｵﾌｨｻｰ（現任） 平成17年４月　同社ｸﾞﾙｰﾌﾟ職能ｾﾝﾀｰ長（現任） 平成17年10月　同社ｸﾞﾙｰﾌﾟ人事部長（現任）	当社の株式の所有数 0株 ㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞの株式の所有数 8,200株

（注）１．杉山尋美氏は、㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞの代表取締役であり、当社は同社とコンピュータ機器等の仕入、販売等の取引関係があります。

２．小菅和夫氏は、㈱CRCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞの代表取締役であり、当社は同社とコンピュータ機器等の仕入、販売等の取引関係があります。また、同氏は、ｲﾝﾌｫ・ｱﾍﾞﾆｭｰ㈱の代表取締役であり、当社は同社とコンピュータ機器等の仕入、販売等の取引関係があります。

３．上記に記載する他の各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

４．上記候補者のうち、松本孝利、井上裕雄、髙取成光の各氏は、会社法第２条第15号２に定める社外取締役の要件をみたしております。

第５号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給並びに退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

(1) 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

当社は平成18年５月23日開催の取締役会及び同年同月19日開催の監査役会において、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

上記の制度廃止に伴い、下記の取締役５名及び監査役２名に対し、就任時から本総会終結までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給することといたしたいと存じます。なお、その支給の時期は取締役及び監査役の退任時といたします。

その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

［退職慰労金打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役］

当社重任取締役及び監査役

氏　　名	略　　歴
奥　田　陽　一	平成17年６月　当社代表取締役社長 現在に至る
中　野　　亨	平成10年６月　当社取締役 平成12年４月　当社常務取締役 平成17年６月　当社代表取締役専務 現在に至る
後　藤　　健	平成15年６月　当社常務取締役 現在に至る
藁　科　至　徳	平成15年６月　当社常務取締役 現在に至る
兼　松　泰　男	平成16年６月　当社取締役 現在に至る
太　田　耕　三	平成15年６月　当社常勤監査役 現在に至る
笠　間　正　夫	平成17年６月　当社常勤監査役 現在に至る

(2) 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって取締役を退任されます岡﨑友信氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては取締役会にご一任いただきたく、併せてお願いするものであります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

［退任取締役］

氏　　名	略　　歴
岡　崎　友　信	平成15年６月　当社代表取締役社長 平成17年６月　当社取締役会長 現在に至る

第６号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成４年６月25日開催の第13回定時株主総会において月額2,000万円以内、また、監査役の報酬額は、平成７年６月28日開催の第16回定時株主総会において月額300万円以内とそれぞれご承認いただいておりますが、当社は、本株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し年間報酬に一本化すること及び当社と株式会社ＣＲＣソリューションズとの合併により取締役７名が新たに就任を予定していることに伴い、取締役の報酬額を年額640百万円以内、監査役の報酬額を年額100百万円以内と改定いたしたく、お願いするものであります。

なお、当社と株式会社ＣＲＣソリューションズとの合併に伴い、当社が株式会社ＣＲＣソリューションズの新株予約権を保有する取締役に対して割当交付する新株予約権の公正価値に相当する額は、本議案における改定後の報酬額の範囲に含まれます。（新株予約権の内容につきましては、本株主総会参考書類39頁から44頁に記載のとおりであります。）

具体的な役員報酬の算定につきましては、上記上限額の範囲内で、取締役については役位ごとの基本額に個人の評価、会社の業績及び従業員の給与等を総合的に勘案して決定いたし、監査役については監査役会にて決定した基準に従い算定いたしたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたしたく、併せてお願いするものであります。

取締役及び監査役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認されますと、合併効力発生日以降の取締役は16名となり、監査役は現行通り４名であります。

以　上

株主総会会場　ご案内図

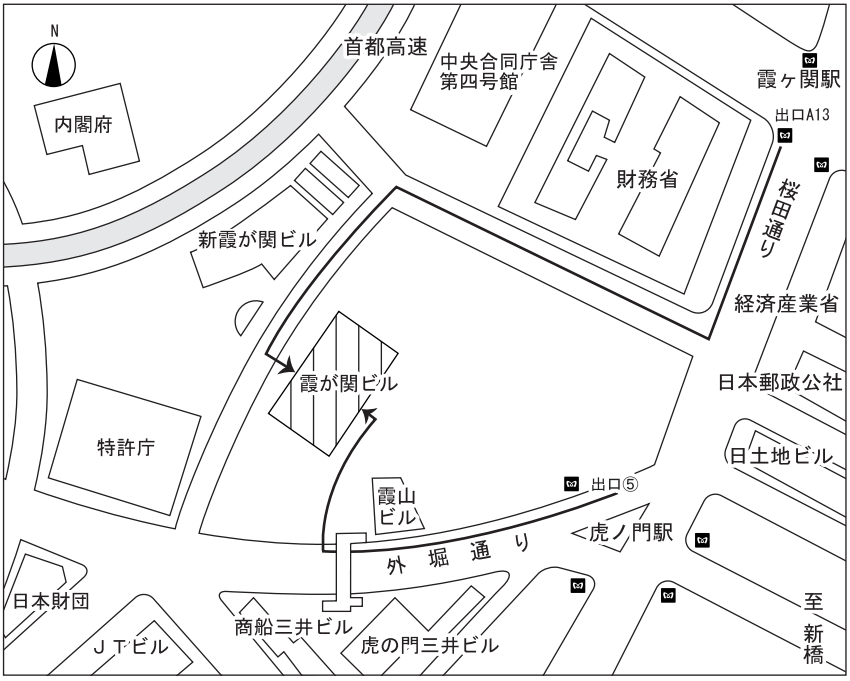

場　所　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
霞が関ビルディング　１階　プラザホール

最寄駅●東京メトロ銀座線
〈虎ノ門駅〉５番出口より徒歩３分
●東京メトロ丸ノ内線・千代田線・日比谷線
〈霞ヶ関駅〉A13番出口より徒歩６分